

教授 片山 郁夫

紙上公開講座

函館大学

毎週金曜日掲載

▼▼▼ 44

前稿(2月21日付当欄)で

述べましたように、人は重篤な病に罹つたり傷を負つたりしないかぎり、無意識のうちに「明日も生き続けている」ことを「前提」として今日を生きているようです。だからこそ1週間先、半年後(人によっては数年先)の予定をも当然のとく立てたりするの

■GC注記の開示責任

重要な不確実性の存在

であることを前提とした会計のです。もともと、かかる会計基準に基づいて作成されていきます。「1航海が1事業」と・慣習)の意義に言及する)の判断を誤らせる危険性が高い、「冒険的事業」のように、ひとは、大学での授業(会計学)数力年(月)後に事業(店)でもない限り、まああります。

もちろん、利用者への注意を喚起する当該「注記」情報も、投資家等利害関係者を対象となります。財務諸表の本体と同様、会計監査の対象となります。そこで近年、「期末時点で監査人の責任も拡大し、重く

た(有期の)事業を前提とした(定期)事業を前提とする事象・状況が存在しているではありません。したがって、継続企業が前提としているのではありません。現実には、それに対する改善・解消策をとったとしても重要な不継続企業を前提とするからには破綻(倒産)の危機に直面する企業も存在します。かくして、1年(ないし四半期)「継続企業(コーアイング・コンサーン=GC)」、すなわち人為的に期間(会計年度)を区切つて報告する形式をとる状況下では、通常の、すなわち継続企業を前提とする者が当該事項の内容および評価を情報として財務諸表に「注記」する」と(GC注記)が要請されるに至りました。

経営者の開示責任が拡大したのです。

た(有期の)事業を前提とした(定期)事業を前提とする事象・状況が存在しているのではありません。したがって、継続企業が前提としているのではありません。現実には、それに対する改善・解消策をとったとしても重要な不継続企業を前提とするからには破綻(倒産)の危機に直面する企業も存在します。かくして、1年(ないし四半期)「継続企業(コーアイング・コンサーン=GC)」、すなわち人為的に期間(会計年度)を区切つて報告する形式をとる状況下では、通常の、すなわち継続企業を前提とする者が当該事項の内容および評価を情報として財務諸表に「注記」する」と(GC注記)が要請されるに至りました。

経営者の開示責任が拡大したのです。